一　直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号において単に「航行時間」という。）が三時間以上五時間未満の場合　その税関空港に入港する一時間前

二　航行時間が三時間未満の場合　その税関空港に入港する時

3　［略］

一　入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第十項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合　これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二　［略］

4　［略］

［一・二　略］

三　令第十三条第五項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の八第三項第三号及び第二条の十四第三号において同じ。）その他参考となるべき事項

四　［略］

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六　［略］

2　［略］

ロ　本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合　その税関空港に入港する時

［号を加える。］

3　［同上］

一　入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第十項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合　これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二　［同上］

4　［同上］

［一・二　同上］

三　令第十三条第五項第三号に規定する事項　携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四　［同上］

（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の六　［同上］

2　［同上］

3　一　［略］　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項（許可）の許可を受けた者（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。）及び同法第百二十九条第一項（外国人国際航空運送事業）の許可を受けた者以外の者が運航する航空機（次号及び第三号並びに第二条の十六第三項において「不定期航空機」という。）であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合　その税関空港に入港する九十分前

二　不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合　その税関空港に入港する三十分前

三　不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合　その税関空港に入港する時

4　令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶（法第十八条の二第一項（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する特殊船舶をいう。以下同じ。）が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（令第十四条第四項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

3　［同上］

［号を加える。］

一　本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合　その税関空港に入港する三十分前

二　本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合　その税関空港に入港する時

4　令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（同項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。